

入所者利用料金表

特別養護老人ホーム健老園
介護老人福祉施設(ユニット型個室) 令和6年8月1日改定

◆利用料金

[地域単価(1単位あたり)=10.14]

(基本サービスの単位に各種加算を加えて記載しています)

1割負担				負担割合 1割	
要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護 1	670単位	1,600	3,940	6,220	186,600
要介護 2	740単位	1,600	3,940	6,291	188,730
要介護 3	815単位	1,600	3,940	6,367	191,010
要介護 4	886単位	1,600	3,940	6,439	193,170
要介護 5	955単位	1,600	3,940	6,509	195,270

2割負担				負担割合 2割	
要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護 1	670単位	1,600	3,940	6,900	207,000
要介護 2	740単位	1,600	3,940	7,042	211,260
要介護 3	815単位	1,600	3,940	7,194	215,820
要介護 4	886単位	1,600	3,940	7,338	220,140
要介護 5	955単位	1,600	3,940	7,478	224,340

3割負担				負担割合 3割	
要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護 1	670単位	1,600	3,940	7,580	227,400
要介護 2	740単位	1,600	3,940	7,793	233,790
要介護 3	815単位	1,600	3,940	8,021	240,630
要介護 4	886単位	1,600	3,940	8,237	247,110
要介護 5	955単位	1,600	3,940	8,447	253,410

※食費の内訳

朝食:360(円) 昼食:570(円) おやつ:100(円) 夕食:570(円)

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。体制等により変更あり。
→日常生活継続支援加算2、看護体制加算Ⅰ1、夜勤職員配置加算Ⅳ1、個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅱ

介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を算定しております。

◆利用料金(補足給付)

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります。
(市町村への申請が必要です。)
(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

(基本サービスの単位に各種加算を加えて記載しています)

利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	670単位	1,360	1,370	3,410	102,300
要介護2	740単位	1,360	1,370	3,481	104,430
要介護3	815単位	1,360	1,370	3,557	106,710
要介護4	886単位	1,360	1,370	3,629	108,870
要介護5	955単位	1,360	1,370	3,699	110,970

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	670単位	650	1,370	2,700	81,000
要介護2	740単位	650	1,370	2,771	83,130
要介護3	815単位	650	1,370	2,847	85,410
要介護4	886単位	650	1,370	2,919	87,570
要介護5	955単位	650	1,370	2,989	89,670

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	670単位	390	880	1,950	58,500
要介護2	740単位	390	880	2,021	60,630
要介護3	815単位	390	880	2,097	62,910
要介護4	886単位	390	880	2,169	65,070
要介護5	955単位	390	880	2,239	67,170

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)	1ヶ月(円) 30日
要介護1	670単位	300	880	1,860	55,800
要介護2	740単位	300	880	1,931	57,930
要介護3	815単位	300	880	2,007	60,210
要介護4	886単位	300	880	2,079	62,370
要介護5	955単位	300	880	2,149	64,470

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

職員の体制及び入所者様の状態により、以下の加算を算定いたします。体制等により変更あり。

→日常生活継続支援加算2、看護体制加算Ⅰ1、夜勤職員配置加算Ⅳ1、個別機能訓練加算Ⅰ・Ⅱ、栄養マネジメント強化加算、褥瘡マネジメント加算Ⅰ、科学的介護推進体制加算Ⅱ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を算定しております。

加算及び単位数一覧表

特別養護老人ホーム健老園

介護老人福祉施設(ユニット型個室) 令和6年8月1日改定

- ・ユニット型介護福祉施設サービス費(ユニット型個室)
要介護1:670単位/日 要介護2:740単位/日 要介護3:815単位/日 要介護4:886単位/日 要介護5:955単位/日
- ・看護体制加算
看護体制加算(Ⅰ)イ:6単位/日 看護体制加算(Ⅱ)イ:13単位/日
- ・夜勤職員配置加算
夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ:22単位/日 (Ⅱ)イ:27単位/日 (Ⅲ)イ:28単位/日 (Ⅳ)イ:33単位/日
- ・常勤専従医師配置加算 25単位/日
- ・精神科医師の定期的療養指導 5単位/日
- ・障害者生活支援体制加算 (Ⅰ)26単位/日 (Ⅱ)41単位/日
- ・外泊時費用 246単位/日 ※1月に6日を限度
- ・初期加算 30単位/日
- ・退所時栄養情報連携加算 70単位/日 ※1月に1回
- ・再入所時栄養連携加算 200単位/月 ※1人1回のみ、栄養管理の基準を満たす
- ・退所時相談援助加算
 - ①退所前訪問相談援助加算:460単位(入所中1回または2回を限度)
 - ②退所後訪問相談援助加算:460単位(退所後1回を限度)
 - ③退所時相談援助加算:400単位(1人1回まで)
 - ④退所前連携加算:500単位(1人1回まで)
 - ⑤退所時情報提供加算:250単位(1人1回まで)
- ・日常生活継続支援加算 (Ⅱ)46単位/日 ユニット型
- ・生活機能向上連携加算 (Ⅰ)100単位/月※3月に1回 (Ⅱ)200単位/月※個別機能訓練で100単位/月
- ・個別機能訓練加算 (Ⅰ)12単位/日 (Ⅱ)20単位/月 (Ⅲ)20単位/月
- ・若年性認知症利用者受入加算 120単位/日
- ・経口移行加算 28単位/日※180日以内
- ・経口維持加算 (Ⅰ)400単位/月 (Ⅱ)100単位/月※6か月以内
- ・口腔衛生管理加算 (Ⅰ)90単位/月 (Ⅱ)110単位/月
- ・療養食加算 6単位/回 ※1日3回を限度
- ・特別通院送迎加算 594単位/月
- ・看取り介護加算(単)

看取り介護加算(Ⅰ)	看取り介護加算(Ⅱ)
死亡日45日前～31日前:72単位	死亡日45日前～31日前:72単位
死亡日30日前～4日前:144単位	死亡日30日前～4日前:144単位
死亡日前々日、前日:680単位	死亡日前々日、前日:780単位
死亡日:1,280単位	死亡日:1,580単位
- ・在宅復帰支援機能加算 10単位/日
- ・在宅入所相互利用加算 40単位/日
- ・認知症専門ケア加算 (Ⅰ)3単位/日 (Ⅱ)4単位/日
- ・認知症行動心理症状緊急対応加算 200単位/日※入所後7日に限る
- ・認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)150単位/月 (Ⅱ)120単位/月
- ・配置医師緊急時対応加算
配置医師の勤務外の場合:325単位/回 早朝、夜間の場合:650単位/回 深夜の場合:300単位/回
- ・栄養マネジメント強化加算 11単位/日※栄養管理の基準を満たす
- ・ADL維持等加算 (Ⅰ)30単位/月 (Ⅱ)60単位/月
- ・サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)22単位/日 (Ⅱ)18単位/日 (Ⅲ)6単位/日
- ・褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)3単位/月 (Ⅱ)13単位/月
- ・排泄支援加算 (Ⅰ)10単位/月 (Ⅱ)15単位/月 (Ⅲ)20単位/月 ※6か月以降も算定可能
- ・自立支援促進加算 280単位/月
- ・科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)40単位/月 (Ⅱ)50単位/月
- ・安全対策体制加算 20単位/月 ※1人1回のみ
- ・高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)10単位/月 (Ⅱ)5単位/月
- ・新興感染症等施設療養費 240単位/回 ※1月に1回、連続する5日を限度
- ・生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)100単位/月 (Ⅱ)10単位/月
- ・協力医療機関連携加算 50単位/月(相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合) 5単位/月(上記以外の協力医療機関と連携)
- ・介護職員等処遇改善加算
 - 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(基本サービス費+各種加算合計)×14%/月)
 - 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)(基本サービス費+各種加算合計)×13.6%/月)
 - 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(基本サービス費+各種加算合計)×11.3%/月)
 - 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)(基本サービス費+各種加算合計)×9.0%/月)
 - 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)

※入所に関する留意点

- ・介護保険要介護認定にて要介護3以上の方となります。特例要件に該当される方は要介護度1または2の方も対象となりますが別紙の記入が必要となります。
- ・介護保険負担限度額認定証をお持ちの方の入所中の居住費は、入院7日目以降、2,066円/日を請求いたします。